国立大学法人 東北大学 の役職員の報酬・給与等について

- I 役員報酬等について
 - 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
 - ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

国立大学法人東北大学の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、常勤職員数(東北大学約5,000人)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、以下の法人等を参考とした。

- (1) 国立大学法人(旧帝国大学)・・・・当該法人は、同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施しており、役員報酬規程に記載された本俸額等を勘案すると、当法人と同水準と推定される。同様の考え方により、理事及び監事についても同水準と推定される。
- (2) 事務次官年間報酬額・・・23,175,000円
- ② 平成29年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入 実績を含む。)

当法人においては、期末特別手当において当該役員の業績評価に基づき、その額の100分の25の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成29年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、主に月額及び期末特別手当から構成されている。 月額については、国立大学法人東北大学役員給与規程に則り、本給 (1,198,000円)に地域手当(71,880円)を加算して算出している。期末特別 手当についても、同規程に則り、期末特別手当基礎額(本給+地域手当+ 本給×100分の25+本給及び地域手当×100分の20)に6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者 の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。さらに、その額の100分の25の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。 なお、平成29年度では、民間給与との較差に基づく期末特別手当支給率の 引き上げ(年間0.05ヶ月分)を実施した。

理事

役員報酬支給基準は、主に月額及び期末特別手当から構成されている。 月額については、国立大学法人東北大学役員給与規程に則り、本給に地域手当を加算して算出している。期末特別手当についても、同規程に則り、期末特別手当基礎額(本給+地域手当+本給×100分の25+本給及び地域手当×100分の20)に6月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、 5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。さらに、その額の100分の25の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。 なお、平成29年度では、民間給与との較差に基づく期末特別手当支給率の引き上げ(年間0.05ヶ月分)を実施した。

理事

(非常勤)

非常勤役員報酬支給基準は、非常勤役員手当としている。非常勤役員手当は、国立大学法人東北大学非常勤役員手当支給基準に則り月額とし、 基準額を基本としている。

監事

役員報酬支給基準は、主に月額及び期末特別手当から構成されている。 月額については、国立大学法人東北大学役員給与規程に則り、本給に地域手当を加算して算出している。期末特別手当についても、同規程に則り、期末特別手当基礎額(本給+地域手当+本給×100分の25+本給及び地域手当×100分の20)に6月に支給する場合においては100分の157. 5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。さらに、その額の100分の25の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

なお、平成29年度では、民間給与との較差に基づく期末特別手当支給率の引き上げ(年間0.05ヶ月分)を実施した。

監事 (非常勤)

非常勤役員報酬支給基準は、非常勤役員手当としている。非常勤役員手当は、国立大学法人東北大学非常勤役員手当支給基準に則り月額とし、 基準額を基本としている。

2 役員の報酬等の支給状況

	平成29年度年間		 額		就任•退	任の状況	⇒4: π4h
役名		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	前職
法人の長	22,218	千円 14,376	千円 6,874	^{千円} 862 (地域手当) 105 (一時金)		3月31日	
A理事	16,317	千円 10,944	千円 4,597	^{千円} 656 (地域手当) 50 (通勤手当) 69 (一時金)			
B理事	千円 16,633	千円 10,944	千円 4,958	千円 656 (地域手当) 74 (一時金)		3月31日	
C理事	千円 16,474	千円 10,944	千円 4,777	^{千円} 656 (地域手当) 24 (通勤手当) 72 (一時金)		3月31日	
D理事	千円 17,791	千円 10,740	千円 4,734	千円 1,589 (地域手当) 552 (単身赴任手当) 102 (通勤手当) 72 (一時金)			\Diamond
E理事	千円 16,205	千円 10,944	千円 4,511	千円 656 (地域手当) 24 (通勤手当) 69 (一時金)		3月31日	
F理事	千円 16,438	千円 10,944	千円 4,683	千円 656 (地域手当) 85 (通勤手当) 69 (一時金)			
G理事	千円 16,467	千円 9,816	千円 4,514	千円 1,428 (地域手当) 552 (単 _{身赴任手当}) 88 (通勤手当) 68 (一時金)			\Diamond
A監事	千円 13,066	千円 8,640	千円 3,703	^{千円} 518 (地域手当) 147 (通勤手当) 56 (一時金)			
B監事 (非常勤)	千円 1,248	千円 1,248	千円 0	千円 0			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。 注2:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注3:「一時金」とは、「I.1.③ 役員報酬基準の内容及び平成29年度における改定内容」のうち、民間給与との較差に基づく引き上げを平成30年1月1日で実施したことから、期末特別手当にあっては平成29年12月期に実施したものと仮定した場合の差額相当額を一時金として支給したものである。

注4:「前職」欄の「◇」は、役員出向者であることを示す。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

東北大学は、建学以来の伝統である「研究第一」と「門戸開放」の理念を掲げ、世界最高水準の研究・教育を創造し、また、研究の成果を社会が直面する諸問題の解決に役立て、指導的人材を育成することによって、平和で公正な人類社会の実現に貢献することを使命としており、その使命をより高度に実現するために、「ワールドクラスへの飛躍」と「東北の復興・日本新生の先導」の取組みを、総長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、東北大学の総長は、常勤職員数約5,000人の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

総長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬 55,763千円と比較した場合それ以下であり、また、事務次官の年間給与 額23,175千円と比べてもそれ以下となっている。

東北大学では、総長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職 俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、総長の職務内容の特性 は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年 度における業績評価の結果を勘案したものとしている。

また、他の旧帝国大学の長の報酬水準と同水準となっている。こうした職務内容の特性や旧帝国大学との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

東北大学は、建学以来の伝統である「研究第一」と「門戸開放」の理念を掲げ、世界最高水準の研究・教育を創造し、また、研究の成果を社会が直面する諸問題の解決に役立て、指導的人材を育成することによって、平和で公正な人類社会の実現に貢献することを使命としており、その使命をより高度に実現するために、「ワールドクラスへの飛躍」と「東北の復興・日本新生の先導」の取組みを、総長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、東北大学の理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して本学の業務を掌理する職務を担っている。

理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬55,763千円と比較した場合それ以下であり、また、事務次官の年間給与額23,175千円と比べてもそれ以下となっている。

東北大学では、理事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職 俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、理事の職務内容の特性 は上記のとおりであり、これまでの各年度における業績評価の結果を勘 案したものとしている。

また、他の旧帝国大学の理事の報酬水準と同水準となっている。こうした職務内容の特性や旧帝国大学との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

該当者なし

監事

東北大学は、建学以来の伝統である「研究第一」と「門戸開放」の理念を掲げ、世界最高水準の研究・教育を創造し、また、研究の成果を社会が直面する諸問題の解決に役立て、指導的人材を育成することによって、平和で公正な人類社会の実現に貢献することを使命としており、その使命をより高度に実現するために、「ワールドクラスへの飛躍」と「東北の復興・日本新生の先導」の取組みを、総長のリーダーシップの下で推進している。

そうした中で、東北大学の監事は、本学の業務を監査する職務を担っている。

監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬 55,763千円と比較した場合それ以下であり、また、事務次官の年間給与 額23,175千円と比べてもそれ以下となっている。

東北大学では、監事の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職 俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、監事の職務内容の特性 は上記のとおりであり、これまでの各年度における業績評価の結果を勘 案したものとしている。

また、他の旧帝国大学の監事の報酬水準と同水準となっている。こうした職務内容の特性や旧帝国大学との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

監事に同じ

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考える。

4 役員の退職手当の支給状況(平成29年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	該当者なし	年	月			
理事	該当者なし	年	月			
監事	該当者なし	年	月			
監事 (非常勤)	該当者なし	年	月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。 退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後 独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

	ナ八正の刊列在中寸
区分	判断理由
	該当者なし
理事A	該当者なし
理事B (非常勤)	該当者なし
監事A	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当法人においては、期末特別手当において、当該役員の業績評価に基づき、その額の 100分の25の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

Ⅱ 職員給与について

- 1 職員給与についての基本方針に関する事項
 - ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

国立大学法人東北大学職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、平成29年職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(東北大学約5,000人)・職種別平均支給額を参考にした。

- (1) 国立大学法人(旧帝国大学)・・・当該法人は、教育・研究事業等において類似する国立大学法人であり、法人規模についても同等となっている。
- (2) 国家公務員・・・平成29年において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の 平均給与月額は410,719円となっており、全職員の平均給与月額は416,969円 となっている。
- (3) 職種別民間給与実態調査において、当該法人と同等の規模や職種の大学卒の4月の平均支給額は234,666円となっている。

また、教職員の業績及び能力の評価を適切に反映できる給与制度を構築するとともに、各部局等に配置可能な教職員の上限数、総人件費の運用枠を設定し、適切な人件費の管理に努める。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

職員の勤務成績を考慮し、昇格、昇給を実施しているほか、勤勉手当の成績率に反映している。

(1)賞与:勤勉手当(査定分)

6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、 基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給割合を決定 する。(ただし、人事評価を実施する事務系職員は、基準日直近の人事評価結果 における実績評価評語を勤務成績に反映させる。)

(2)昇給

5段階ある昇給区分のうちから、昇給日(1月1日)前おいて、人事評価を実施する 事務系職員は9月30日以前1年間、それ以外の職員は12月31日以前1年間に おけるその者の勤務成績に応じて昇給区分が決定される。

(3)昇格

勤務成績が良好な職員で昇格基準に達した者は、その者の資格に応じ上位の級に昇格させることができる。

(4)降格

勤務成績が不良な場合は、下位の級に降格させることができる。

③ 給与制度の内容及び平成29年度における主な改定内容

国立大学法人東北大学職員給与規程に則り、基本給及び諸手当(職責手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、衛生管理手当、特別手当及び招へい手当)としている。

期末手当については、期末手当基礎額(本給+扶養手当+地域手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(本給+地域手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に勤勉手当の支給細則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、平成29年度では、①平成29年4月1日より扶養手当の手当額の見直しを段階的に 実施、また、民間給与との較差に基づく②平成30年1月1日より本給表を平均0.2%の引き 上げ、③平成30年1月1日より初任給調整手当の支給月額の限度額を100円引き上げ、 ④平成30年1月1日より勤勉手当の支給率を0.1ヶ月分引き上げ、⑤「②~③」の改正を 平成29年4月1日から実施、「④」については平成29年12月期に実施したものと仮定した 場合の差額相当額を一時金として支給した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

			平成2	29年度の年	間給与額(平均)
区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
田	3,916	43.9	7,035	5,177	67	1,858
 事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
7 17 1X III	1,168	40.9	5,664	4,220	94	1,444
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(大学教員)	1,885	48.2	8,716	6,363	61	2,353
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院看護師)	621	38.4	5,169	3,847	36	1,322
 技能·労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
1久彤"刀'扮椒俚	3	55.5	5,674	4,192	34	1,482
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(歯科技工士養成学校教員)	1					
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院医療技術職員)	237	38.8	5,280	3,931	59	1,349
	人	歳		千円	千円	
指定職種	1					
L						
	I. I	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	64	63.0			78	
			3,101	2,626	78 手円	475
事務•技術	人 2 <i>c</i>	歳 <i>c</i> 2 2		千円 9.599		千円 45.4
	36	63.3	2,977 手円	2,523 千円	84 手円	454 千円
医療職種	人	歳 CO O				
(病院看護師)	15	62.2	3,481	2,941	45 千円	540
技能•労務職種	人 2	歳	千円			千円
	3	63.5	2,666	2,258	65	408
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(歯科技工士養成学校教員)	1					
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院医療技術職員)	9	62.9	2,988	2,534	94	454
非常勤職員	人	歳			千円	
7F TD 3D/W 只	660	43.2		2,857	90	742
事務•技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
 	353	43.3	3,359	2,501	91	858
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(大学教員)	108	44.4	5,545	4,041	91	1,504
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院看護師)	1					
壮化, 兴欢啦年	人	歳	千円	千円	千円	千円
技能•労務職種	17	45.3	3,789	2,815	82	974
医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
(病院医療技術職員)	6	36.2	4,223	3,140	52	1,083
777 75 -1- 155 10th 155	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究支援職種	54	38.8	3,664	3,664	66	0
THE RELATIONS AND	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究補助職種	121	44.0	2,471	2,471	101	0
			でまた田跡に			Ů

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員のうち「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注3:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、機械操作員、実験助手、用務員などの業務に従事する者を示す。

注4:非常勤職員のうち「研究支援職種」とは、給与を教育職本給表(一)相当で決定され、賞与が支給されない職種を示し、「研究補助職種」とは、給与を一般職本給表(一)相当で決定され、賞与が支給されない職種を示す。

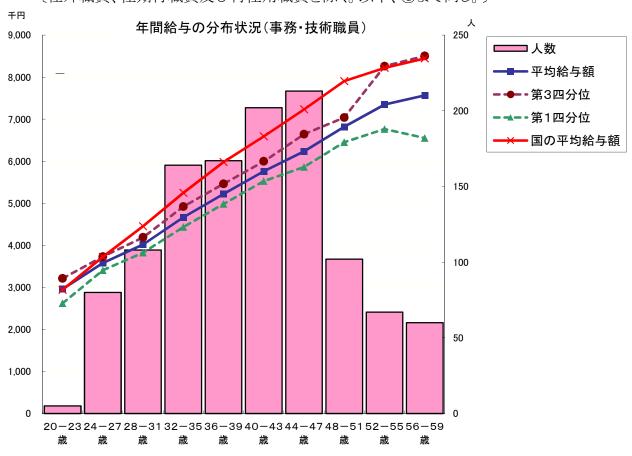
- 注5:「在外職員」及び「任期付職員」は該当者がいないため記載を省略した。
- 注6:次に掲げる各区分中の職種については、該当者がいないため記載を省略した。
 - ・各区分共通で、「医療職種(病院医師)」
 - ・再任用職員のうち、「教育職種(大学教員)」及び「指定職種」
 - ・非常勤職員のうち、「教育職種(歯科技工士養成学校教員)」及び「指定職種」
- 注7:職種区分のうち、当該人員が2人以下の職種については、当該個人に関する情報が特定されるおそれの あることから、人員以外は記載していない。

[年俸制滴用者]

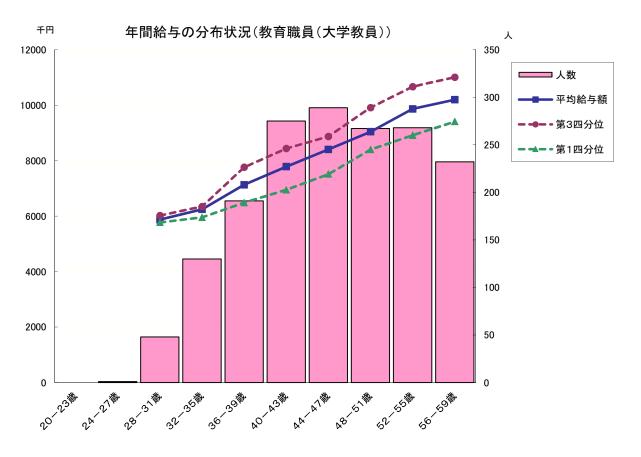
Ţ	午俸制週用有」						
	计算证	人	歳	千円	千円	千円	千円
	常勤職員	631	42.5	6,392	6,392	54	0
	+ 7k ++ 4k	人	歳	千円	千円	千円	千円
	事務·技術	74	45.3	5,784	5,784	91	0
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(大学教員)	544	41.7	6,552	6,552	48	0
	医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(病院看護師)	1					
	LL AL WATERSTO	人	歳	千円	千円	千円	千円
	技能•労務職種	9	61.8	2,449	2,449	95	0
	教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(歯科技工士養成学校教員)	1					
I	医療職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	(病院医療技術職員)	2					

- 注1:年俸制適用者については、本学では常勤職員として取り扱っているが、年俸制非適用の常勤職員と は給与基準が異なる。
- 注2:医療職種(病院医師)及び指定職種については、該当者がいないため記載を省略した。
- 注3:職種区分のうち、当該人員が2人以下の職種については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人員以外は記載していない。

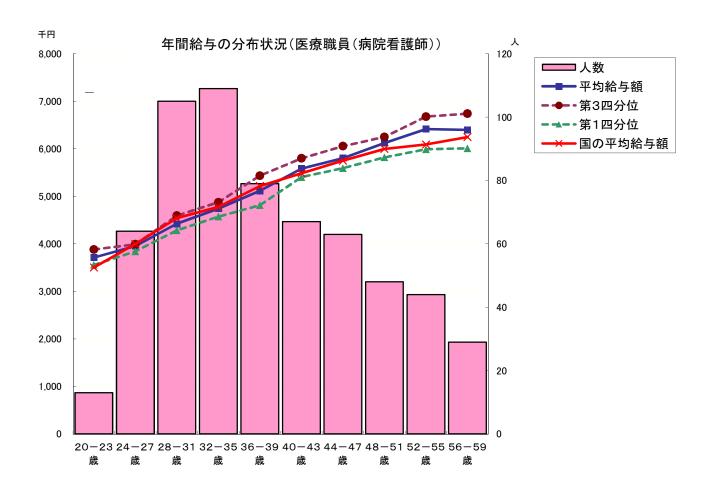
② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師)) [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。



注1:年齢24~27歳の該当者は1名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、 年間給与については表示していない。



③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員) 年間給与額 分布状況を示すグループ 人員 平均年齢 (最高~最低) 平均 代表的職位 57.2 9,385 $10,397 \sim 8,384$ 部長 15 次長 1 課長 73 52.9 8,012 $9,056 \sim 6,477$ 88 課長補佐 49.1 6,824 $7,752 \sim 5,929$ 係長 430 44.5 5,961 7,211~4,313 主任 291 38.9 5,247 6,507~4,229 5,999~2,604 係員 270 30.5 4,003

注1:「次長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、 平均年齢及び年間給与額は表示していない。

注2:「課長」には、課長相当職である事務長及び室長を含む。 「課長補佐」には、課長補佐相当職である専門員を含む。 「係長」には、係長相当職である専門職員を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
277年4人201年7月 9 2 7 7 7	八貝	十均十m	平均	(最高~最低)	
	人	歳	千円	千円	
代表的職位					
教授	670	55.0	10,594	19,197~8,130	
准教授	553	46.7	8,502	$10,590\sim5,486$	
講師	127	46.0	7,788	9,086~5,525	
助教	501	41.4	6,611	8,228~5,115	
助手	34	45.4	6,337	7,352~4,757	

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
万和私処を小りクループ	八貝	平均平断	平均	(最高~最低)	
	人	歳	千円	千円	
代表的職位					
看護部長	1				
副看護部長	5	54.9	7,657	8,171~7,004	
看護師長	37	51.1	6,602	7,092~5,814	
副看護師長	109	45.4	5,881	6,831~4,758	
看護師	469	35.6	4,809	6,967~3,409	

注1:「看護部長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、 平均年齢及び年間給与額は表示していない。

注2:「看護師」には、看護師相当職である助産師を含む。

④ 賞与(平成29年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員 (病院看護師))

(事務・技術職員)

	区	分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	/da	+-%\ \\ (+++++++++++++++++++++++++++++++++	%	%	%
	一伴	支給分(期末相当)	58.5	61.3	59.9
管理			%	%	%
職員	査定3 (平均	支給分(勤勉相当))	41.5	38.7	40.1
			%	%	%
		最高~最低	55.9~37.7	52.5~35.0	54.2~36.3
	独	士沙八(#++++)/)	%	%	%
	一手	支給分(期末相当)	60.1	62.9	61.6
一般			%	%	%
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)		39.9	37.1	38.4
			%	%	%
		最高~最低	46.2~36.4	43.3~33.8	41.8~35.0

(教育職員(大学教員))

	区分			冬季(12月)	計
	. 往	支給分(期末相当)	%	%	%
	—1 =	又和刀(朔木阳ヨ)	56.8	59.4	58.1
管理			%	%	%
職員	査定: (平均	支給分(勤勉相当) i)	43.2	40.6	41.9
			%	%	%
		最高~最低	$54.9 \sim 38.5$	52.2~35.8	$53.4 \sim 37.1$
	. ⁄抽	支給分(期末相当)	%	%	%
	1+	义和刀(朔不怕日)	59.9	62.7	61.3
一般			%	%	%
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)		40.1	37.3	38.7
			%	%	%
		最高~最低	52.5~36.8	50.2~33.4	51.3~35.4

(医療職員(病院看護師))

	区分			冬季(12月)	計
	(* 1.74 t) (10 t) t		%	%	%
	一律	支給分(期末相当)	55.6	58.9	57.3
管理			%	%	%
職員			44.4	41.1	42.7
			%	%	%
		最高~最低	49.9~40.1	46.5~39.6	48.1~39.8
	独	士公八(##士和八)	%	%	%
	一手	支給分(期末相当)	59.9	62.6	61.3
一般			%	%	%
職員	査定3 (平均	支給分(勤勉相当)))	40.1	37.4	38.7
			%	%	%
		最高~最低	46.2~37.3	43.3~34.7	44.2~35.9

3 給与水準の妥当性の検証等

事務•技術職員

事伤"汉州城兵 項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 88.0 ・年齢・地域勘案 95.1 ・年齢・学歴勘案 87.6 ・年齢・地域・学歴勘案 95.0 (参考)対他法人 100.4
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 42.4% (国からの財政支出額 61,921百万円、支出予算の総額 145,932百万円: 平成29年度予算) 【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成28年度決算) (法人の検証結果) 国からの財政支出の割合は42.4%であり、累積欠損額もなく、対国家公務員の指数の状況等を総合的に勘案して、給与水準は適切であると考える。 (文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
講ずる措置	引き続き適正な給与水準の維持に努める。

医療職員(病院看護師)

医旗瞰貝(炳院有護剛)	
項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 100.3 ・年齢・地域勘案 100.4 ・年齢・学歴勘案 99.2 ・年齢・地域・学歴勘案 100.8 (参考)対他法人 99.2
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	本学と国家公務員の職員構成の比率の違いが大きく影響していると思われる。特に2級以下の若年層については、本学75.5%に対し、国家公務員86.9%(平成29年国家公務員給与等実態調査より)となっており、本学の病院看護師における給与水準が国家公務員より高くなっている大きな要因と思われる。
給与水準の妥当性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 42.4% (国からの財政支出額 61,921百万円、支出予算の総額 145,932百万円: 平成29年度予算) 【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成28年度決算) (法人の検証結果) 国からの財政支出の割合は42.4%であり、累積欠損額もなく、対国家公務員の指数の状況等を総合的に勘案して、給与水準は適切であると考える。 (文部科学大臣の検証結果) 学歴差を是正した給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。
講ずる措置	引き続き適正な給与水準の維持に努める。

- ○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 【96.7】
- 注:上記比較指標は、法人化前の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成29年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

4 モデル給与

(扶養親族がいない場合)

事務•技術職員

- 22歳(大卒初任給) 月額179,200円 年間給与2,671,000円
- 35歳(主任) 月額 295,316円 年間給与4,889,000円
- 50歳(課長補佐) 月額 399,302円 年間給与6,697,000円
- ※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者10,000円、子1人につき8,000円)を支給

(扶養親族がいない場合)

教育職員(大学教員)

- 27歳(大学院卒初任給) 月額 305,704円 年間給与4,555,000円
- 35歳(助教) 月額356,054円 年間給与5,895,000円
- 50歳(准教授) 月額500,320円 年間給与8,392,000円
- ※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者10,000円、子1人につき8,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

職員の勤務成績を考慮し、昇格、昇給を実施しているほか、勤勉手当の成績率に 反映している。

(1)賞与:勤勉手当(査定分)

6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給割合を決定する。(ただし、人事評価を実施する事務系職員は、基準日直近の人事評価結果における実績評価評語を勤務成績に反映させる。)

(2)昇給

5段階ある昇給区分のうちから、昇給日(1月1日)前おいて、人事評価を実施する事務系職員は9月30日以前1年間、それ以外の職員は12月31日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて昇給区分が決定される。

(3)昇格

勤務成績が良好な職員で昇格基準に達した者は、その者の資格に応じ上位の級に昇格させることができる。

(4)降格

勤務成績が不良な場合は、下位の級に降格させることができる。

Ⅲ 総人件費について

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
給与、報酬等支給総額	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	32,682,487	32,742,515				
退職手当支給額 (B	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	2,208,510	2,656,589				
非常勤役職員等給与	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	20,282,770	20,140,398				
福利厚生費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
([7,776,125	7,785,594				
最広義人件費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(A+B+C+D		63,325,097				

注:中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。

総人件費について参考となる事項

- ①「給与、報酬等支給総額」は、対前年比「0.18%」である。 これは、平成29年人事院勧告に伴う民間給与との較差に基づく給与の引上げ改定を講じたことが大きな要因と考えられる。
- ②「非常勤役職員等給与」は、対前年比「△0.70%」である。 これは、平成29年人事院勧告に伴う民間給与との較差に基づく給与の引上げ改定を行った一方で、 人員の減少が大きな要因と考えられる。
- ③「最広義人件費」は、対前年比「0.59%」である。 これは、平成29年人事院勧告に伴う民間給与との較差に基づく給与の引上げ改定を講じたことや福利 厚生費の増加が大きな要因と考えられる。
- ④「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年1月1日から以下の措置を講ずることとした。 役職員の退職手当について、退職手当基本額の調整率の引下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要:退職手当の基本額の調整率を、87/100から83.7/100に引下げ職員に関する講じた措置の概要:退職手当の基本額の調整率を、87/100から83.7/100に引下げ

IV その他

特になし